

令和8年度 第1回

豊田市開発事業対策協議会

日時：令和8年5月20日（水）

午後1時から午後3時

場所：南52会議室

議 事

1 令和8年度の活動について

- (1) 年間スケジュール
- (2) 活動の更なる発展に向けて
- (3) 年間活動のまとめ

(1) 年間スケジュール

時 期	内 容
5月20日	令和8年度第1回協議会【本日】
6月下旬	自治区へ「手続条例」及び「違反開発防止」チラシの回覧
7月 7日	豊田市違反開発防止週間決起会
7月 7日 ～ 7月13日	豊田市違反開発防止週間
12月下旬	年間活動報告を事務局へ提出
2月上旬	令和8年度第2回協議会

(2) 活動の更なる発展に向けて

目指す方向

- ◎市民への啓発、開発事業者等への注意喚起の強化
- ◎違反開発の未然防止、早期発見に向けた取組の強化



具体的な方策（案）

- ①違反防止週間における啓発巡回パトロールの実施
- ②SNS等の更なる活用
- ③年間を通じた活動の活性化

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）①違反防止週間における啓発巡回パトロールの実施

●パトロールの主眼

- ・「違反・不適切な現場の発見」⇒「啓発広報活動」へ

◎具体的な活動内容

- ・市街地等を啓発マグネットを貼った車両で巡回
 - ※コース、日時等は各団体で自由に設定
 - ⇒多くの市民の目に触れることを意識

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）② SNS等の更なる活用

● SNS等による啓発・情報提供の呼びかけ

◎ 具体的な活動内容

- ・ 各構成団体・所属企業様
 - ⇒ SNSアカウントでの投稿
- ・ 団体、企業に所属する個人様（可能な範囲で）
 - ⇒ 個人SNSアカウントでの投稿
 - ⇒ 団体・企業の投稿への「いいね！」 「リポスト」

※投稿材料として、啓発ポスターの電子データを配布予定

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）③年間を通じた活動の活性化

●様々な視点による年間を通じた取組を実施

◎具体的な活動内容

次ページ以降で紹介する「視点」・「活動例」を基に取組を各団体で検討いただく

視点1：防ぐ（啓発）

視点2：広める（広報活動）

視点3：学ぶ（教育）

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）③年間を通じた取組の活性化

●視点1：防ぐ

◎活動例

- ・ 団体内で研修・講習を行い会員の啓発を図る。
- ・ 朝礼等での違反事例ワンポイントを読み上げる。
- ・ 朝礼等で違反例や基準のイラストを解説する。
- ・ 業務車両に啓発マグネット貼り付けて市内を走行する。
- ・ 違反開発監視パトロールの実施。

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）③年間を通じた取組の活性化

●視点2：広める

◎活動例

- ・ 広報誌や社内報等で内外へ周知する。
- ・ 櫓や横断幕を持って市街地を行進する。
- ・ 社内放送による啓発を行う。
- ・ 交差点等での立哨活動を行う。
- ・ メール署名の下に「〇月〇日は違反開発防止週間です」と1行加える。
- ・ 名刺や領収書にスタンプ・シールにて「〇月〇日は違反開発防止週間です」と一言添える。
- ・ ポスターを印刷したものを組織内で回覧する。
- ・ パソコンの壁紙を啓発ポスターにする。

(2) 活動の更なる発展に向けて

方策（案）③年間を通じた取組の活性化

●視点3：学ぶ

◎活動例

- ・他団体同士の意見交換・情報交換等を行う。
- ・講師派遣：他団体から講師を招いて専門知識を共有する。
- ・違法開発のニュース動画を視聴する。

(3) 年間活動のまとめ

①違反開発防止週間（7月7日～7月13日（予定））での取組

- ・公民連携違反開発防止に向けた決起会（7月7日（予定））

週間中の取組項目	実施主体	
	市	各団体
市内の啓発巡回パトロール	○	○
違反開発防止啓発ポスターの掲示	○	○
SNS（Facebook、Insatagram、X）等による情報発信	○	○
市ホームページに掲載	○	
庁舎内電子ポスターによる表示	○	
庁舎への懸垂幕の設置	○	
ファミリーマート市内約100店舗でのポスター掲載	○	

②年間での取組

- ・先に紹介した視点や事例を基に年間を通して活動

(3) 年間活動のまとめ

おさらい

7月7日 違反開発防止週間決起会

7月7日～7月13日

違反開発防止週間週間中の活動実施



7月28日までに週間での活動事項を事務局へ報告



12月下旬 年間活動事項を事務局へ報告



2月上旬 第2回開発事業対策協議会で活動報告

QRコードを利用した違反現場の報告方法の実演

違反開発の情報提供のお願い

Xでポストする

ページ番号1046502 更新日 2025年10月10日



違反開発と思われる工事等がありましたら、情報提供をお願いします。

- 違反開発：主に土地の造成などの工事に伴い周辺の住環境に悪影響が生じているものを指します。
- 提供していただいた情報に対する市からの回答は行いません。
- 場所が特定できない場合は、対応できないことがあります。

● [違反開発情報の受付](#) (外部リンク) □



違反開発情報の受付（二次元コード）